



宮城県保健福祉部長
鈴木 隆一

「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現をめざして

人は生涯のなかで、出産・子育て、障害、疾病、老齢などさまざまな支援を必要とする場面に遭遇します。社会保障は、このような個人の自助努力のみでは対応できない場合に人々の生活を社会全体で支えるセーフティネットの役割を果たしています。

本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に加え、経済の低迷や厳しい財政状況など社会情勢が大きく変化するなかで、社会保障は、セーフティネット機能を維持しつつ、将来にわたって持続可能な制度となるための制度改革が進められています。

一方で地域における社会保障サービスの担い手である地方の役割は、ますます多様化しており、社会経済や制度改革の動向、地域の実情を踏まえた的確な対応が求められています。

宮城県では昨年三月、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」を策定し、生まれてよかった、育つてよかった、住んでよかった、と思える宮城をつくるため、しっかりと経済基盤を確立し、県経済の成長を図る「富県」の実現を最優先に取り組んでいます。

この実現には、経済活動を支える働き手が安心と充実感をもって、健康でいきいきと仕事に打ち込める社会環境を整備することが不可欠であると考えます。また、生産年齢人口の減少を踏まえ、就業している割合が相対的に低い女性や高齢者、障害者の就

業を促進することも重要です。社会保障という真に地域の安心を支える社会基盤の円滑な運営を通じて、「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現をめざしてまいります。

特に重要課題の一つとして子育て支援を位置づけ、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めるため、今年度新たに、子育て世帯がカードの提示により協賛企業や店舗で各種サービスが受けられる「みやぎっこ子育て家庭応援事業」を開始します。また、小児救急に関する電話による医療相談、子ども夜間安心コールをこれまでの休日夜間の実施から平日夜間にも拡大し、子育て中の親が抱えがちな負担感、不安感を軽減を図ることにしています。

また、喫緊の課題である地域医療体制の強化や医師確保対策についても引き続き重点的に取り組むとともに、介護が必要な高齢者や障害者等であっても、必要な時に必要な支援やサービスを利用できる、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めてまいります。

最後にPRをひとつ。宮城県では今年十月から十二月にかけて、JRや地元観光関係者、地方自治体等がタイアップした観光事業「仙台・宮城ディスプレイーションキャンペーン」を実施します。日本三景・松島など多くの観光名所や名湯秘湯もあり、豊かな自然の恵みである新鮮な海の幸、山の幸が豊富な食料王国・宮城にどうぞお立ち寄りください。

特集I

平成二十年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第六十四次生活保護基準の改定

平成二十年度の生活保護基準の改定概要は「参考1」のとおりですが、この改定の考え方について以下説明することとします。

1 生活扶助基準について

生活扶助基準は、従来より、最低生活保障水準が一般国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、当該年度に予想される国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定しております。

生活扶助基準の改定については、平成十六年十二月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の報告書を受けて、今後、五年毎の検証をルーティン化することとし（注）、昨春秋、「生活扶助基準に関する検討会」において、全国消費実態調査等の

客観的なデータに基づく学識経験者による詳細な分析・検討が行われ、「参考2」のとおり報告書が取りまとめられたところです。

平成二十年度は、この検証結果を基礎としつつ、現下の原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、据え置くこととしております。（参考3）

（注）同報告書では、「生活扶助基準と一般所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」と提言されている。

2 母子加算の見直しについて

母子加算については、平成十六年専門委員会報告書において、生

活保護を受けていない母子世帯の消費水準との比較の観点からは、母子加算は妥当とはいえない、一律・機械的な給付を見直し、ひとり親世帯の親の就労に伴う追加的な需要に配慮するとともに、世帯の自立に向けた給付に転換するよう提言されたことを受け、昨年度から、就労又は職業訓練等に参加しているひとり親世帯に対して「ひとり親世帯就労促進費」を支給する一方、現行の母子加算については、平成十九年度から三年計画で段階的に廃止することとしています。

平成二十年度における母子加算は以下のとおりです。

（平成二十年度基準額）
要件I 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にいる児童

要件II 二十歳未満の障害児

要件I又は要件IIに該当する児童を養育しなければならない場合

（単位：円）

級地別	児童1人		児童が2人の場合 に加える額		児童が3人以上 1人を増すごとに 加える額	
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所
1級地	7,750		610		310	
2級地	7,210	6,460	570	520	290	260
3級地	6,670		540		270	

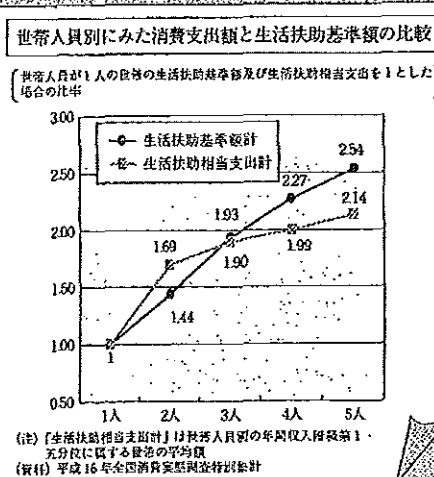
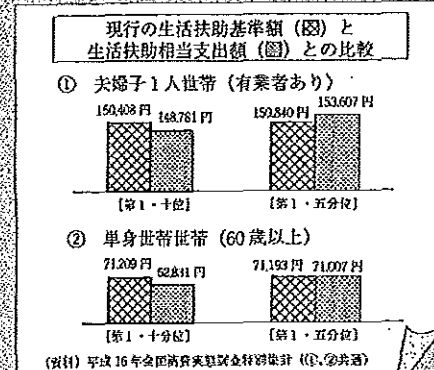
【参考2】生活扶助基準に関する検討会報告書のポイント（平成19年11月30日）

背景
1. 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。 2. 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。 3. 「生活扶助基準」については、 ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされ、今後も、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言 ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。 4. 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

位置付け
1. 直近（平成16年）の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。 2. 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

主な検証結果：水 準
（現行水準の設定方法） ○ 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。 （検証方法） ○ 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額（具体的には、生活扶助に相当する消費支出額（生活扶助相当支出額））の水準と生活扶助基準を比較。 （検証結果） ○ 現行の生活扶助基準額（右図の赤色）の水準は、生活扶助相当支出額（右図の水色）の水準に比べ ① 夫婦1人世帯では、やや高め ② 単身世帯では、高め という結果。 ○ 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

主な検証結果：体 系
（現行の体系） ○ 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）とを合算して算出。 （検証） ○ 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。 ○ 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。 （提言） ○ 生活保護受給者の3/4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。



【参考1】平成20年度生活保護基準改定の概要

（1級地-1）

	第63次 (19年4月1日)	第64次 (20年4月1日)	備 考
1. 生活扶助基準 (1)居宅(1類+2類) 標準3人世帯	162,170	前年度同額	【3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含めた額を 10円単位で表示
(2)週末一時扶助費(居宅)	14,180	前年度同額	
【加算等】 妊娠婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,810	前年度同額	
母子加算 (居 宅)	15,510	7,750	
(入院・入所)	12,920	6,460	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅)	26,850	前年度同額	
(入院・入所)	22,340	〃	
重度障害者加算	14,380	〃	
重度障害者家族介護料	12,060	〃	
重度障害者他人介護料	69,720 以内	69,960 以内	
介護施設入所者加算	9,890 以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,290	前年度同額	
放射線障害者加算 負傷又は疾病の状態にある者 負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	42,660 21,330	前年度同額 〃	
児童養育加算 3歳未満の児童	10,000	前年度同額	
3歳以上小学校修了前の児童 第1子、第2子	5,000 10,000	〃 〃	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
入院患者日用品費	23,150 以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	9,890 以内	前年度同額	
大学準備金 小 学 校	39,500 以内	前年度同額	
中 学 校	46,100 以内	〃	
2. 住宅扶助基準 (1)家賃削減費 (2)住宅維持費	13,000 以内 年額 117,000 以内	前年度同額 年額 118,000 以内	
3. 教育扶助基準 小 学 校 中 学 校	2,150 4,180	前年度同額 〃	
4. 出産扶助基準 居 宅 施設	204,000 以内 168,000 以内 +入院料	前年度同額 173,000以内 +入院料	
5. 生業扶助基準 (1)生 業 費 (2)技能修得費 技能修得費(高等学校等就学費を除く) 高等学校等就学費 基本額(月額) 教材代 授業料、入学科及び入学検査料 通学のための交通費 (3)就職支度費	45,000 以内 68,000以内 5,300 実費額 公立高校相当額 実費額 28,000 以内	前年度同額 69,000 以内 前年度同額 実費額 公立高校相当額 実費額 前年度同額	正視の授業で使用する教科書等の購入に必要な額 高等学校等が所在する都道府県の条例に定める 都道府県立高等学校における額 通学に必要な最小限度の額
6. 葬祭扶助基準	199,000 以内	前年度同額	大人の基準額
7. 勤 務 扶 助 (1)基礎控除(上限額) (2)特別控除 (3)新規就労控除 (4)未成年者控除 (5)不安定就労控除	限度額 33,190 年額 150,900 以内 10,400 11,600 8,000	前年度同額 〃 〃 〃 〃	

【参考3】平成20年度生活扶助基準額（月額）

3人世帯【33歳男・29歳女・4歳子】

級地区分	格差	平成19年度	平成20年度	改定率
1級地-1	100.0	162,170 円	162,170 円	1000
1級地-2	95.5	154,870	154,870	
2級地-1	91.0	147,580	147,580	
2級地-2	86.5	140,270	140,270	
3級地-1	82.0	132,980	132,980	
3級地-2	77.5	125,680	125,680	

（注）冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示

【参考4】最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助	(注)	53,700	45,000	41,000	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,010	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注1）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助	(注2)	69,800	59,000	53,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳（就労）、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注1）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助	(注2)	69,800	59,000	53,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

主な検証結果：地域差

（現行の地域差）

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- 現在は6区分で、1級地-1と3級地-2との間は、225%の差。

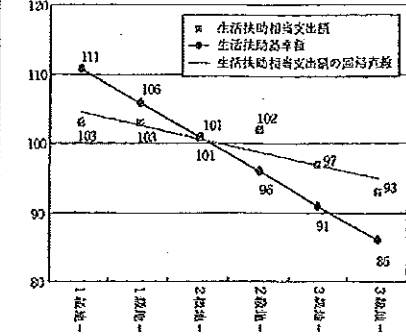
（検証）

- 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

級地別にみた消費支出額と生活扶助基準額の比較

2人以上全世帯（1人当たり）、年間収入第1～3・五分位

枚数（全国平均＝100）



（注）「生活扶助相当支出額」は、年間収入第1～3・五分位に属する世帯の1人当たりの生活扶助相当支出額
（資料）平成16年全世帯消費支出調査報告書

その他：勤労控除

（現行の勤労控除）

- 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図ることを目的とする制度。

（検証）

- 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。

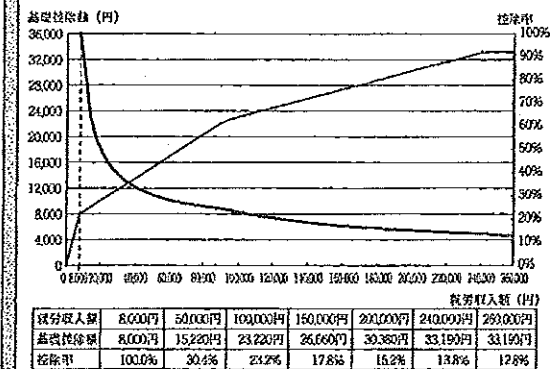
（勤労意欲に関する議論の整理）

- 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
① 収入増により保護費が削減されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

現行の勤労控除の概要

- 勤労収入8,000円までは全額控除
- 勤労収入240,000円までの基礎控除額63,190円が上限

勤労収入別にみた基礎控除額・控除率（1級地-1の場合）



なお、母子加算及びひとり親世帯就労促進費について同一の者が両方の支給事由に該当する場合に、いずれか高い方の額を算定することとしております。

○就労している世帯
一万円（全級地共通・月額）

○職業訓練等に参加している世帯
五千円（全級地共通・月額）

3 その他の扶助基準等

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっていますが、平成二十年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額について実態に見合った額を設定するとともに、一般世帯との均衡等を確保するため、所要の改定を行いました。

また、住宅維持費については、補修のための材料費の物価や労務費の動向などを勘案し所要の改定を行いました。

(2) 出産扶助基準

出産扶助基準のうち施設分娩に

ついては、実態料金に基づき所要の改定を行いました。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費（高等学校等就学費を除く）については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行いました。

(4) 他人介護料

他人介護料については、他制度における改定を踏まえ、所要の改定を行いました。

4 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いがありますが、いくつもの世帯を想定して平成二十年度の最低生活保障水準を例示すると「参考4」のとおりとなります。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合には、その実額が適用されること等に留意する必要があります。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元

に残ることとなるため、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となります。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労

実施要領の改正等

第六十四次生活保護基準の改正とともに保護の実施要領の一部改正等が行われ、平成十九年四月一日から適用されることとなった。改正等の概要は次のとおりである。

なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。また、次官通知の新設等に伴い、通知番号の繰り下げ等が生じているので留意願いたい。

1 保護の開始申請「辞退届」による保護の廃止

「保護の相談における開始申請の取扱い」について、あらたに次官通知第九及び局長通知第九「保護の開始申請等」として明記することとした。

また、「辞退届による保護の廃止」の取扱いについては、第十「保護の決定」の中に、新たに課長間答を設けることとした。

収入が十一万八千二百四十円（東京都の最低賃金の二十日分相当）の場合で、二万四千三百七十円が収入から控除されます。

なお、面接相談業務自体は自治事務に属するものであるが、申請権を侵害しないことや要保護者を発見把握することは、法の要請しているところであるため、このたび処理基準として示すものである。

〈解説〉

昨年九月六日の全国会議で指示した事項を明文化したものであり、詳細は本誌二〇〇七年十二月号「生活保護の適正な運営について」を参照されたい。

なお、本通知においては、相談者の申請意思の確認についても新たに規定しているが、相談者の保護の申請意思については、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかの場合や、または、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き、保護申請の意思を「確認すべきもの」である。

また、生活保護に該当しないことが明らかである場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付することが必要である。

2 援助方針の策定、関係機関との連携

「ケースの実態に応じた援助方針を策定」することや指導援助にあたって「関係機関と連携」することについては、これまで監査事項や関連通知でその必要性を示してきたところであるが、これらの事項については、法の目的である自立助長を図る上で必要不可欠な事項であるため、新たに局長通知第十二に規定を設けることとした。

〈解説〉

新設の「援助方針」については、これまで監査事項や関連通知等において、「処遇方針」という表現が用いられていたが、今日の福祉行政で「処遇」という言葉が使われるのは、職員の処遇や入院入所者の場合などに限られており、一方で「援助」という言葉は、生活保護行政と類似性が指摘されている児童相談所の運営指針においても「処遇方針」が「援助方針」に改められ、また、当該「援助」に

は、指導や措置的な要素も含まれていると考えられることから、このたびの規定では「援助方針」と表した。

「援助方針」の策定にあたっては、本規定に従い、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な方針を策定するとともに、策定した援助方針については原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努められたい。また、援助方針の見直しについては世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況に変動がない場合であっても少なくとも一年一回以上は行うこととされたい。

なお、「援助方針」と類似の意味として、「支援方針」が自立支援プログラムなどにおいて規定されているが、「援助方針」が実施機関の側が主体となるのに対し、「支援方針」は要保護者が主体となり、実施機関の側はそれを側面から支援する点で異なるものである。ただし、実施機関においては、「援助方針」は「支援方針」を包含していると考えて差し支えない。また、「支援方針」の下で、生活保護の目的が達成できない場合は、まず「援助方針」を変更して、

その上でケースにより、指導指示を行うこともあり得るものである。実施要領上の既存の規定において、これまで「処遇方針」と表記されていたものは「援助方針」に、「処遇」と使われていたものについては、その内容により、適宜「援助」という表記に変更した。

また、被保護世帯への指導援助にあたっては、関係機関との連携を図ることが必要であり、その旨見直した。

3 稼働能力の活用

法第四条の「保護の補足性の原理」に関する事項の中の「資産の活用」「扶養義務の取扱い」及び「他法他施策の活用」は、それぞれ次官通知に定められているが、もう一つの重要な事項である「稼働能力の活用」については、これまで何ら規定は設けられてなかった。

この「稼働能力の活用」の要件については、過去の判決例を踏まえると、①稼働能力を有するが、②稼働能力を活用する意思があるが、③稼働能力を活用する就労の場を得ることができないか、により判断することとされている。しかし、実際には、その評価方法や位置付けが必ずしも明確ではなく、

ともすれば身体的な稼働能力の有無や年齢のみを持ってこれを判断する傾向も見られるところであり、平成十六年十二月十五日の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においても、この点について指摘されている。

このため、今次官通知第四として「稼働能力の活用」の規定を新設し、あわせて局長通知においてその判断基準の基本的な事項について示すこととしたものである。稼働能力の活用の判断については、本規定に従い、客観的かつ総合的に行うことが求められる。

「稼働能力があるかどうかの評価」「稼働能力の活用」があるかどうかの評価及び「就労の場を得ることが出来るかどうかの評価」については、局長通知第四にそれぞれ規定しており、総合的に「稼働能力を活用しているかどうか」を判断することが必要である。

4 自動車の保有要件の見直し

(1) 通勤用自動車の保有要件の緩和
生活保護制度において、利用し得る資産については最低限度の生活の維持のために活用することとなるが、その資産が、現実にその生活維持のために活用され、かつ、

処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がつており、また、資産の処分価値が小さいものなどについては、その保有を認めているところである。しかしながら、自動車の保有については、これらの要件を満たしたとしても、その保有のための維持費がかかり、また、社会通念上その保有を適当としない面もあることから、「生活用品」としての自動車の保有は認められず、例外として、①事業用自動車、②障害者の通勤や山間へき地等地理的条件や気象的条件の悪い地域からの通勤用自動車、③障害者の通院、通所及び通学のための自動車に限り、一定の要件の下、その保有を認めているところである。

このうち②の通勤用自動車については、その保有要件の一つである「山間へき地等地理的条件や気象的条件が悪い地域」については、当該規定の創設時に「山村振興法や豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された山村や地帯」と明示したため、その適用範囲が限定的な地域に留まっていた。一方で、自治体の実情等を見ると、過疎化の進んでいる地域では、公共交通機関がほとんどないとい

いった地域も多く、自動車を処分されてしまうと就労による自立を図ることが困難になるといった事例も見られるところであり、また、保護を申請する者の中には、自宅周辺には公共交通機関があっても、勤め先の方に公共交通機関がない場合や、保育所の場所が公共交通機関を利用することが困難な地域にあり、車がないと仕事を辞めざるを得ないといった事例も見られるところである。

このため、平成二十年度においては、このような地域の実情や被保護世帯の自立助長の観点から、「山間へき地等地理的条件や気象的条件が悪い地域に居住する者」の要件を緩和し、当該規定を「公共交通機関を利用することが著しく困難な地域に居住する者」にするとともに、新たに「保護開始時に公共交通機関での通勤が著しく困難な地域に通勤している者」を加えることとしたものである。

なお、この「公共交通機関を利用することが著しく困難な地域」の取扱いや「保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有」については、「別冊問答」において新たに記載した。このうち、「保育所等の送迎のための通勤用自動車の

保有」についての規定における、「保育所等」の「等」の中には、認可外保育施設や、「認定子ども園」なども含まれるものである。ただし、「小学校」以上については、この「等」の中に含まれない。「深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合」については、すでに保護の「別冊問答」の問百三十五において、「山間僻地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者等」の中に含まれるとしていたが、このたび、この認識を明確にするため、課長通知の方に移して、明記することにした。これに伴い、別冊問答問百三十五は削除する。

また、保護開始時には「求職活動中」であったり、または傷病により「就労を中断」している者が、就労を開始もしくは再開する際、通勤等の用途で自動車を利用する場合に、当該自動車を処分させることが自立助長の妨げになる例も多いため、「短期間の自立」(概ね六ヶ月以内に就労により保護から脱却すること)が確実に見込まれる場合であつて、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては処分指導を「保留」する旨の規定を課長通知によ

り定めることとしたものである。ただし、「維持費の捻出が困難な場合」についてはこの限りではない。また、処分指導はあくまで保留されているものであり、「この求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではない」ので、予め文書によりその旨を説明・指導しておく必要がある。

さらに、「期限到来後自立に至らなかった場合」については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行う必要がある。

(2) 障害者の通院・通所・通学用自動車保有における維持費に関する要件の緩和

障害者が通院、通所もしくは通学のために自動車を保有する場合については、課長通知第三の九により、五つの要件が課せられているところである。

このうち、「自動車の維持費に要する費用についての要件」は、「他からの援助」や「他施策の活用等」により確実に賄われる見通しがあることとしており、障害者加算等本人の保護費のやり繰りで賄うことは認められていない。しかしながら、障害者加算につ

いては、障害者であるが故に必要なとされる特別なニーズに対応して設けられているものであり、この特別なニーズの中には移動等に要するニーズも含まれているものと解されることから、当該維持費について障害者加算で賄うことは、法の趣旨に反するものではないと考えられる。

このため、本要件に関する別冊問答を新設し、当該維持費について障害者加算の範囲で賄うことを認めることとしたものである。

(3) オートバイについての規定

自動車の保有については、資産保有の一般原則の例外として厳格な取扱いをしているところであるが、オートバイについては、実施要領上保有を認めるか否かの明確な記載がなく、課長通知及び別冊問答において、就労のための購入費や、必要経費の取扱いについての記載されているところである。

オートバイの保有については、総排気量百二十五ccを超えるものについては生活用品というよりは趣味的な面が強く、自動車同様社会感情に配慮しなくてはならない面があるが、総排気量百二十五cc以下のオートバイ及び原動機

付自転車であれば、税金や維持費も安価であり自動車のように厳格な取扱いを行う必要性は薄いものと思われる。

したがって、百二十五cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、一定の要件の下、生活用品としての保有が認められることを新たに別冊問答に明記することとしたものである。

5 住宅の賃貸借契約時及び更新時に要する火災保険料及び保証料の認定

新たに民間住宅に居住する者や転居する者に対しては、一定の要件の下、敷金等を支給できることとしていたが、火災保険料及び保証人が得られない場合に保証会社等に支払う保証料については、支給対象としていないところである。

しかしながら、昨今の賃貸住宅の実態を見ると、地域差はあるものの、火災保険料(主として「借家人賠償責任保険特約付家財保険」)については多くの物件で契約時及び更新時に借り主は負担を求められ、また、保証人が得られない者については保証会社等を利

用しないと物件が借りられないという実態がある。このため、ホームレスや入院中の精神障害者等が居宅設定する場合において、これらの費用が負担できないという理由で在宅での生活に入れないといった事例が生じている。また、入居時の資金については何とか賄えたとしても更新時にも同様の費用が必要となり、これらを保護費のやり繰り等で賄わざるを得ないため、対応に苦慮している事例も見られるところである。

したがって、このたび、新たに住居を設定する場合や転居する場合に自立助長の観点から、従来の敷金等及び契約更新料の範囲内でこれらの費用を認定できるよう、所要の改正を行うこととしたものである。

なお、「保証料」については、安易に認めるのではなく、扶養義務者が全くないか、長期間交流がないなどの場合に限り認められることとしている。

また、ここでの「火災保険料及び保証料」については、従来の敷金等及び契約更新料の範囲内で認めるものであり、別途、敷金や契約更新料に上乗せして支給するものではない。

6 中国残留邦人等支援給付制度の創設に伴う諸規定の整備について

昨年十一月二十八日に成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」(平成十九年法律百二十七号)により、平成二十年四月より生活支援給付制度が施行された。

本支援給付の施行に伴い、生活保護制度においても新たな規定や見直しが必要となるため、実施要領上所要の改正を行うこととした。

(1) 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している場合の取扱いについて

ア 世帯認定
同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとしているが、同居している「特定中国残留邦人等及びその者の配偶者」は、生活保護制度上の取扱いとしては「別世帯」として取り扱うこととした。

ただし、「保護の要否の判定、程度の決定」においては、最低生活費等の算定にあたり同一世

帯とみなした取扱いを行う。
イ 最低生活費の認定

① 生活扶助費

特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している世帯にかかる基準生活費は、「当該特定残留邦人等及びその者の配偶者を同一世帯員と見なした場合に算出される当該世帯の基準生活費の額」から「当該特定残留邦人等及びその者の配偶者にかかる基準生活費の額」を減じた額とする。

なお、同居している「特定中国残留邦人等又はその者の配偶者」が「被保護者」を介護している場合は、「家族介護料」を認定できる。

② 住宅扶助費

支援給付では、例えば、賃貸物件の契約者名義が被保護者の場合であっても、住宅扶助基準額に準じて、支援給付世帯の人数に応じた「住宅支援給付」が別途支給される。

このため、住宅扶助については、「当該被保護世帯及び支援給付世帯の合計人数の住宅扶助基準額」から「当該支援給付世帯のみの人数の住宅扶助基準額」を差し引いた金額を支給する。

額を支給する。
ウ 保護の要否判定及び程度の決定

① 特定残留邦人等とその者の配偶者が支援給付を「受給している」場合

算定された要保護世帯に係る「最低生活費」と特定残留邦人等とその者の配偶者を除く当該要保護世帯の「収入充当額」との対比による。

② 特定残留邦人等とその者の配偶者が支援給付を「受給していない」場合

a 保護の要否判定
保護の要否判定は、まず、当該「要保護世帯」と当該特定中国残留邦人等とその者の配偶者を「同一世帯」と見なした場合に算出される当該最低生活費の額と収入充当額との対比により行う。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入充当額の算定については、「支援給付の実施要領」の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、「保護の実施要領」の定めるところによる。

b 保護の要否判定(aの要否判定で「要」となった場合)と、程度の決定

aの判定の結果、保護要となった場合は、新設の局長通知第7-2-1(1)コによる当該要保護世帯の最低生活費と当該要保護世帯の収入充当額との対比により、再度の要否判定及び程度の決定を行うことになるが、この場合、「当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入」については、aの要否判定と異なり、当該支援給付の基準額を超える額については収入として認定しないこととする。

〔解説〕

支援給付制度における収入申告については、原則として年一回とされているところであり、同居していると看做すも、被保護世帯ではない当該残留邦人等から、「毎月」収入申告をさせ、その都度、要否の判定や程度の決定を行うことは、不適当な面もあることから、このような取扱いとしたものである。

また、bの取扱いにより、「当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入」については、毎月

の収入申告を要しない取扱いとなるが、「要否の判定」については、保護の開始申請時のほか年一回「毎年六月」に行うこととしている。

なお、当該特定中国残留邦人等世帯の異動状況については、支援給付の受給の有無にかかわらず、被保護世帯に影響があるため、当該被保護世帯を通じて把握することとしている。

7 被保護者が海外に渡航した場合の取り扱いについて

本年二月、被保護者の海外渡航中の保護費の取扱いをめぐり、最高裁判所の判決が出され、①国外に現在している被保護者であっても、居住の場所を国内に有しているものは、当該居住地を所管する実施機関から保護の実施を受けられると解すべきである旨、②渡航費用を支出することができただけの額の、本来その最低限度の生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、(当該金銭を収入認定し)保護費を減ずることとは適法である旨の判決がなされたところである。

この判決を踏まえ、保護の実施要領課長通知において、①一時的かつ短期の渡航の場合、渡航した

このみをもって保護を廃止することはできない旨、②渡航のため金銭については、原則として収入認定する(ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない)旨、及び③渡航の目的が必ずしも生活保護の趣旨に反しないことを認められる場合には、収入認定を行わなくても良い旨を新たに規定した。

なお、③の収入認定を行わなくても良い場合は、親族の冠婚葬祭、墓参、修学旅行、公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加に限定している。

8 その他

(1)「学資保険以外の保険にかかる解約返戻金の取扱い」の明記について

学資保険の解約返戻金の取扱いについては、現行課長通知(第3の問20)に規定しているところであるが、平成十六年三月のいわゆる学資保険訴訟の最高裁判決を踏まえると、学資保険以外の保険についても、開始時の解約返戻金相当額以外につ

いては、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様の取扱いが適当と考えられる。この点について、これまで明確な記載がなかったことから、このたび当該取扱いを明記することとした。

(2)「入院後三ヶ月の算定方法」の変更について

課長通知第2の問5に示されている「入院後三ヶ月の算定方法」については、期間の初日(当該入院当日)もその期間に含まれているが、期間の計算を示している民法では、初日を算入しない(初日不算入の原則)取り扱いをしているところである。

当該取扱いについては民法と同様の取扱いとすることが適当と考えられるため、このたび所要の改正を行うこととした。

9 配偶者からの暴力の被害者に対する適切な保護の適用について

今回の実施要領改正事項ではないが、本年一月十一日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」)が改定

され、その中では、被害者に対する適切な生活保護の適用について述べられている。

実施機関においては、本基本方針の趣旨を踏まえ、被害者が保護の要件を満たす場合には、適切な保護の適用を行うとともに、実際に被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対する扶養調査等を行う際には、被害者の心身の状況やその置かれている環境等に十分配慮の上、必要な調査等を行う必要がある。

なお、婦人相談所の一時保護施設等入所者が退所する際、元の住居に帰来することが出来ないため、

医療扶助の運営要領の改正等

通院移送費の適正化

医療扶助の移送費の給付については、多額の不正受給事件が発生するなど不正受給が疑われる事案や過大給付と思われる事案も見受けられたことや、給付の範囲等について各自自治体によって取扱いが様々であったことを踏まえ、以下のとおり、移送費の給付範囲の明確化を図ることとした。

新たな住居を確保するための敷金等を必要とする場合は、「当該施設所在地を管轄する保護の実施機関」は、当該入所者の退所後における保護の要否を判定し、その結果退所後において要保護者であると認められる場合には、現行の局長通知第7-4-1(1)キにより、敷金等を支給しても差し支えないものである。なおこの場合、当該要保護者が退所後において新たな居住地で保護を受ける場合には、施設所在地を管轄する保護の実施機関は、当該居住地を所管する保護の実施機関にケース移管を行うなど連携に努められたい。

具体的には、移送の支給範囲は、原則として、国民健康保険の例により、

・負傷した患者が災害現場等から緊急に搬送される場合、
・離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供

を受けられる最寄りの異様機関に移送を行う場合、

・移動困難な患者であつて、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合、

・医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）とした。

一方、これらの給付範囲で対応が困難な場合については、個別に内容を審査し、次に掲げる事項に該当するものとして真にやむを得ないと認められる場合には、例外的に給付を認めて差し支えないこととした。

・身体障害等により電車・バス等の利用が著しく困難と認められる場合であつて、最寄りの医療機関まで通院等を行う場合
・へき地等により最寄りの医療機関に通院等をする場合であつても交通費が高額となる場合
・検診命令により検診を受ける場合
往診等に係る交通費

保護施設の整備及び運営について

一 保護施設の整備

救護施設については、在宅での生活が困難な精神障害者や重複障害者等の受入施設として機能しており、また更生施設については、都市部における路上生活者等の受入先としての需要があるところである。平成二十年度の保護施設の整備に当たっては、地域における保護施設の必要性を踏まえた整備を行うこととしている。

二 保護施設の運営

(1) 保護施設通所事業等への取り組み

救護施設や更生施設については、生活扶助を行う機能に加え、入所者の地域生活への移行や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用されることが期待されている。

また、救護施設は、精神障害者の社会的入院患者の退院に伴う受け皿として、居宅生活移行への支援施設としての役割も果たしていただきたいと考えている。

については、保護施設入所者の居

宅生活移行のための施策である「保護施設通所事業」、「救護施設居宅生活訓練事業」及び「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」に積極的に取り組むとともに、社会的入院患者の解消という観点から精神障害者施設とも連携を図り、入所者の居宅生活への移行が促進されるよう、救護施設、更生施設及び実施機関への働きかけを行われるようお願いいたします。

(2) 保護施設入所者に係る援助方針の策定について

平成二十年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定を新たに設けるところであるが、各実施機関においては、保護施設入所者の援助方針の策定及び見直しにあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なおその際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局と調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われるようお願いいたします。

平成19年度保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業

	実施施設数	対象施設数	実施率
一 保護施設通所事業	34施設	202施設	16.8%
二 救護施設居宅生活訓練事業	15施設	183施設	8.2%

特集Ⅱ 平成二十年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

1 平成二十年度における生活保護法施行事務監査について

最近、生活保護の適用など運営面に關して、新聞報道等において、開始時廃止時の不適切な取扱い、職員による保護費の詐取等の不祥事、元暴力団員である生活保護受給者による通院移送費制度を悪用した多額の保護費の不正受給事例などが大きく取り上げられ、また、稼働収入の無申告等による保護費の不正受給についても近年増加傾向にある。

このような事例の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を大きく損ない、ひいては制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない問題であり遺憾である。今後、このような事例が発生しないよう保護の適正な運用不祥事の未然防止や早期発見に努めることが行政として強く求められている。このような観点からも指導監査の果たす役割は極めて重要であり、管下の実施機関等に対し厳正な監査

の実施と適確な指導をお願いしたい。

これらを踏まえ、平成二十年度の生活保護法施行事務監査に当たっては、「濫給防止」「漏給防止」「自立支援」を柱に、以下に述べる重点事項を基本に実施することとする。

Ⅰ 濫給防止

①不正受給防止対策の徹底
②通院移送費等医療扶助の適正な運営

Ⅱ 漏給防止

・面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い
・自立支援の推進

Ⅲ 自立支援の推進

・自立支援プログラムの積極的な活用等による被保護者の自立支援の推進
・実施体制の充実・整備
・必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成二十年度の生活保護法施行事務監査においては、

①不正受給防止対策の徹底

・訪問計画に沿った確実な訪問調査活動による生活実態の把握と指導援助
・関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底
・資産及び収入の適正な申告指導

②医療扶助等の適正な運営

・通院移送費及び施術費の適正な給付
・長期入院患者の退院促進及び頻回受診者・重複受診者の適正な受診指導
・レセプト点検の適正実施

③面接相談、申請及び保護廃止時の適切な取扱い

・保護の相談に至らない急迫状態にある生活困窮者に関する情報活用による要保護者の福祉事務所窓口への誘導や住民に対する生活保護制度の周知
・保護の相談申請時の適切な対応

④自立支援の推進

・自立支援プログラムの活用等による稼働年齢層の者に対する自立支援に向けた指導援助
・要保護者等に対する指導援助
・実施体制の充実・整備
・査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適時適切な助言・指導

⑤実施体制の充実・整備

・適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備
を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成十二年十月二十五日社援発第三三九三号厚生省社会・援護局長